

町田市特定施設事業所連絡会 規約

(名称)

第1条 本会は、町田市特定施設事業所連絡会（以下[本会]という）と称する。

(目的)

第2条 超高齢化社会の到来、社会環境の変化の中、地域包括ケアシステムの構築が進められています。そのような状況化において有料老人ホームの乱立、様々な制度改正等によって私たち有料老人ホームは多種多様化しています。また社会問題でもある少子高齢化に伴い、高齢者を支える側の人材不足が大きな問題になっています。入居される方が幸せに暮らして頂くためには、支える介護職員の幸せが不可欠です。介護職員の職場環境の改善を図り、心身ともに健康であることが介護の質の向上に寄与し、強いては入居者の満足度にも繋がっていくと考えます。

私たちは、入居者の幸せと同時に介護する側の幸せの追求を図り、町田市の事業者が健全に事業継続ができるように介護人材にフォーカスします。研修の企画・情報提供・交流会等を実施することで、介護する人が働く喜び・心の豊かさを実感し、魅力ある職種となることにより高齢者が尊厳を持って安心してお暮らし頂けることが大きな役割と考えています。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 町田市内の介護に関わる職員への人間力と専門性の向上
- (2) 施設入居者・介護職員の苦情に対する相談
- (3) 介護職員の離職率を下げ、安定的な人材確保の維持への貢献
- (4) 町田市特定施設事業者間の連携・情報共有
- (5) その他、前条の目的に資する活動

(会員)

第4条 本会の会員は、以下の者とする。

- (1) 正会員とは、町田市内で特定施設を開設し、本会の目的に賛同し特定施設入所者生活介護（略：特定施設）を運営する法人とし、第7条の会費を納めた事業者とする。

(2) 賛助会員とは、本会の目的に賛同する法人とする。

(入退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会届を事務局に提出しなければならない。

(1) 会員はいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会の申し出は1ヶ月以上前に所定の様式を事務局に提出しなければならない。

(除名)

第6条 次の事由に該当する場合、会長は臨時の役員会を招集し、過半数の議決により、その者に対し、注意、指導、退会勧告および除名等の措置を取ることができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (2) コンプライアンスに対し不正等を行った場合。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会費)

第7条 会員は本会の定める会費を入会時に納入しなければならない。

- (1) 正会員 1施設あたり、1床 300円(上限30,000円)
- (2) 賛助会員 個人 1,000円

2. 会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。
3. 会費を1年間延滞した者は、前条の規定にかかわらず退会とみなす。
4. 会費は本会の運営状況により増減することがあり、総会の承認を得なければならない。
5. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員選出及び任期)

第9条 役員は、総会出席正会員の過半数の互選により選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 会長は役員から選任する。

3. 副会長は役員の中から会長が指名する。

4. 役員が所属する事業所において異動等により任期中途で職務継続が困難となった場合、役員会にて出席役員の推薦をもって交代することができる。

(連絡会)

第10条 連絡会は、総会及び役員会で構成する。

2. 連絡会は会長が招集する。ただし、会長が招集できない状況にある場合は、副会長が職務を代行する。

3. 総会は、年1回とし、会長もしくは役員会が必要と判断した場合、臨時に開催できる。

4. 役員会は、年3回以上とする。

5. 規約の変更・役員改正は出席正会員の過半数をもって成立する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、町田市介護人材開発センター内に置き、事務担当役員を中心に役員会と連携して職務を遂行する。

(その他の事項)

第13条 この規約にない事項は、役員会で決定する。

付則 この規約は、2016年4月1日から施行する。